

杉並区コーラス連盟会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本連盟は、杉並区コーラス連盟と称し、事務所は会長宅に置く。

(構成)

第 2 条 本連盟は、加盟団体の所属員全員をもって構成する。

(目的)

第 3 条 本連盟は、コーラスの普及と区内のアマチュアコーラス団体相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は、第 3 条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) コーラスの普及と発表に関する事。
- (2) 加盟団体の親睦と交流に関する事。
- (3) コーラスの技術向上に関する事。
- (4) 活動場所確保に関する事。
- (5) その他必要な事項

(組織・運営)

第 5 条 本連盟は、第 4 条の趣旨に賛同するアマチュアコーラス単位団体で組織する。ただし、小中学生を主体とする団体は除く。

第 6 条 本連盟への入会及び退会

1 入会

- (1) 本連盟への入会は会長への入会申請により役員会にて審査の上、オブザーバーとしての入会を認める。
- (2) オブザーバーから会員への移行は総会での審議、承認をもって移行する。
- (3) オブザーバーは総会における議決権を有しないだけで、コーラス連盟の活動における義務、権利は会員と同様とする。

2 入会資格は次のいずれかとする。

- (1) 杉並区内に主たる練習、活動拠点を有する団体。
- (2) 杉並区民(在勤、在学を含む)が主体の杉並区外に活動拠点を有する団体。

3 退会

- (1) 本連盟からの退会は会長に申し出ることによって退会できる。
- (2) 会費の納入がない場合は本連盟の会員の資格を失う。
- (3) 退会した団体名は総会で報告する。

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1 名
副会長 若干名
事務局 若干名
会 計 2 名
監 事 2 名
相談役 若干名を置くことができる。

- (1) 会長は本連盟を代表し、他の役員はこれを補佐する。
- (2) 監事は本連盟の事業及び会計を監査する。

第 8 条 役員を選出と任期

- (1) 役員は加盟団体の推薦を受けた者から選出し総会により決定する。
- (2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。原則として最大3期までとする。任期中交代の場合は、その前任者の残任期間とする。

(会議)

第 9 条 本連盟の会議は、総会と役員会とし、必要に応じ、会長が招集する。

第 10 条 総会の成立と議決要件は次のとおりとする。

- (1) 総会は年度初めに、役員と加盟団体の代表またはその推薦を受けた者1名によって構成し、3分の2以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。
- (2) 会議の議決は、出席者の過半数で決する。

第 11 条 本連盟は必要に応じ、委員会を設けることができる。

(会計)

第 12 条 本連盟の経費は、加盟団体の会費およびその他の収入をもって充てる。

- (1) 加盟団体の会費は、入会金3,000円、年会費3,000円とする。
- (2) 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第 1 条 この会則は総会の議決を経て改正することができる。

第 2 条 この会則は、昭和48年7月18日より実施する。

昭和49年2月	一部改正	平成26年4月	一部改正
昭和55年4月	一部改正	令和4年4月	一部改正
平成6年4月	一部改正	令和6年4月	一部改正
平成8年4月	一部改正		
平成9年4月	一部改正		
平成13年4月	一部改正		
平成16年4月	一部改正		
平成25年4月	一部改正		